

研究活動における不正行為防止に関する基本方針

1. ガイドラインの遵守

株式会社 Xiberlinc は、文部科学省が制定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究活動等における不正行為の事前防止のための取組みと適切な対応に関する基本方針を、以下のとおり策定します。

出典: 文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>)

2. 対象とする不正行為

当社は、自ら定める社内規程等により、公的資金を用いた研究活動における以下の行為を「不正行為」と定義いたします。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

3. 不正行為防止等のための体制

不正行為防止のための取組みと不正行為発生時の適切な対応を実現するため、以下のとおり責任者を定めます。

(1) 最高管理責任者

不正行為防止等について最終責任を負う者として、代表取締役がその任にあたります。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、不正行為防止等について実質的な責任と権限を持つ者として、代表取締役が委嘱した執行統括部門責任者がその任にあたります。

(3) コンプライアンス推進責任者

研究所における不正行為防止等について実質的な責任と権限を持つ者として、代表取締役が委嘱した法務部担当がその任にあたります。

4. 不正防止計画の推進

不正行為を未然に防止するために「不正防止計画」を策定し、実施します。

(1) 倫理講習

コンプライアンス推進責任者の指導の下、本基本方針に準拠した研究倫理講習を定期的実施し、受講者の認定書を確認します。

(2) モニタリング

研究資料の編集履歴をシステム内で記録し、研究統括部の責任者において成果発表時(特許・学会・論文はっぴょう)に捏造・改ざん・盗用の履歴がないか非定期的にモニタリングを実施します。

5. 相談、告発、通報窓口の設置

(1) 不正行為等に関する相談及び通報を社内外から受ける窓口を執行統括部門に設置します。

(2) 通報窓口の運営にあたっては、通報者、被通報者を保護する方策を講じます。

(3) 社内外から通報を受け、研究活動の不正行為等に対する疑義が生じた場合、あるいは事実確認が必要な場合は、調査を実施します。

(4) 調査により不正行為等が認定された場合は、社員就業規則等に従い該当者を処分します。

(5) 不正行為等に関与した取引先については、期間を定めて取引停止措置を行います。

6. 通報窓口

【社内窓口】 株式会社 Xiberlinc コンプライアンス窓口

〒130-0003 東京都墨田区横川 1 丁目 16 番 3 号横川倉庫センターオブガレージ

【E-mail】 compliance@xiberlinc.one

【TEL】 03-6897-3580 (代表)

【社外窓口】 弁護士法人内田鮫島法律事務所 (Xiberlinc コンプライアンス担当)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号 虎ノ門ツインビルディング東棟 16 階

【E-mail】 xiberlinc-compliance@uslf.jp

【TEL】 03-5561-8550 (代表)